

令和7年8月22日

山口労働局

徳山公共職業安定所における個人情報漏えい事案について

山口労働局（局長 ^{すずき てるみ} 鈴木 輝美）は、徳山公共職業安定所（所長 ^{あさだ ただゆき} 浅田 忠幸）において発生した個人情報の漏えい事案について、以下のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要等をお知らせします。

1 概要

徳山公共職業安定所（以下「徳山所」という。）において、来所した求職者に対して交付した紹介状の中に、当該求職者とは別の氏名が誤って記載されていたもの。誤交付された紹介状には氏名及び求職番号が記載されていた。

2 事実経過

- （１） 令和7年8月6日、職員Xは、求職者B（以下「Bさん」という。）に対して職業相談を実施した後、相談を待っていた求職者A（以下「Aさん」という。）の対応を行った。その際、ハローワークシステム（以下「システム」という。）について、本来ならばBさんに関する画面を閉じるべきところ、職員Xは、Bさんの画面を閉じずに作業を進めた。この結果、職員Xは、Bさん名義のC事業所に対する紹介状を作成し、かつ、出力内容を確認せず、これをAさんに交付した。
- （２） 同日、職員XがBさんの相談内容の詳細をシステムに入力しようとしたところ、Aさんに紹介したはずのC事業所の紹介記録が入力されていることを確認し、誤交付が判明した。
- （３） 同日、職員Xの上司YがC事業所に架電し、求人者マイページに誤った紹介記録（Bさんの情報）を送信したことについて説明を行った。
※ 求人者マイページを開設している事業所に係る紹介状を発行すると、求職者の情報が自動で求人者マイページに送信される。
- （４） 同日、上司YがBさんに電話にて経過説明を行い、所長が訪問して謝罪したい旨を申し出たところ、訪問は必要ないとの返答があった。
- （５） 同日、再来所したAさんに経過説明を行い謝罪し、Bさんの氏名で発行された紹介状を回収した。また、改めて、Aさんの氏名が記載された紹介状を手交した。
- （６） 同月7日、上司YがC事業所に架電し、C事業所において、Bさんのデータは保存していないこと、当該データから作成された記録物はないことを確認した。

3 発生原因

- （１） Aさんの直前に職業相談を実施していたBさんの個人情報を含むシステム

上の画面を閉じないまま、Aさんと職業相談を行ったこと。

- (2) Aさんの紹介状を作成する前に、求職者の氏名と求人者名の確認を怠ったこと。
- (3) 紹介状を手交する際に、Aさんとの読み合わせ（氏名と求人者名）を怠ったこと。

4 再発防止策

【徳山所における取組】

- (1) 8月7日、所内緊急幹部会議及び所内全職員参加のミーティングを開催し、所長より事案の説明を行うとともに、個人情報漏えい防止のための基本動作の徹底について指示した。
- (2) 同月8日、所内の全窓口に、個人情報漏えい防止のための基本動作の確実な実行を促すシールを貼付し、注意喚起を図った。
- (3) 8月22日までに、所内全職員が、「個人情報保護に関する研修テキスト」の緊急点検項目に係る自主点検を実施する予定。
- (4) 8月中に、所長を講師として、所内全職員に対し個人情報漏えい防止のための基本動作についての研修を実施する予定。

【山口労働局における取組】

- (1) 8月7日、総務課長から局内全課室長、各労働基準監督署長、各公共職業安定所長に対して、事案の概要を通知するとともに、個人情報漏えい防止の基本動作が「慣れ」により形骸化しないよう注意喚起した上、改めて基本動作の徹底を指示した。
- (2) 同日に開催された公共職業安定所長会議において、総務課長、地方職業安定監察官から事案の概要、問題の所在を説明するとともに個人情報漏えい防止のための基本動作の徹底を指示した。
- (3) 8月中に、職業安定部長から各公共職業安定所長に対し、職業安定行政職員に課された法的義務を示した上で、個人情報の厳格な管理を指示する予定。
- (4) 8月中に、総務部長から局内全職員に対し、個人情報保護法の趣旨・目的を含め、個人情報保護の重要性についての意識啓発を図る。
- (5) その他、今後局内で開催される各種会議の機会を活用し、総務部長又は総務課長から改めて個人情報の適切な管理の徹底について指示する予定。

【担当】

山口労働局職業安定部

職業安定課長 野上 秀和

職業安定監察官 三原 和光

電話 083-995-0380